

一般旅客定期航路事業者の行政処分について

令和4年6月30日、一般旅客定期航路事業者に対し、海上運送法第19条第2項に基づき「輸送の安全の確保に関する命令」を発出したのでお知らせ致します。

記

1. 行政処分の年月日

令和4年6月30日（木）

2. 事業者の名称及び住所

名称：有限会社安栄観光 代表取締役 森田安高
住所：石垣市美崎町1番地

3. 違反の概要

令和4年6月1日、「第八十八あんえい号」が、基準経路から逸脱して航行した。その上、基準経路に戻ろうとして舵を切ったところ、浅瀬に船底を接触させた。また、運航計画及び配船計画については、運航ダイヤが過密になっており、安全対策の観点から問題があったと考えられ、配乗計画についても、船員法に基づく必要な手続きを行った者が確保されていなかった。その他、安全教育や船内巡視に関する記録が作成されておらず、最新の速力基準表・操縦性能表の掲示や輸送の安全に関する情報の公表がされていないことが確認された。

4. 命令の内容

- (1) 安全管理規程に定めた基準経路を遵守するとともに、基準経路を点検し、必要に応じ、安全が確保された第二基準経路を設定し、社内全体に周知徹底すること。
- (2) 安全管理規程に基づく運航計画及び配船計画の作成にあたっては、使用船舶の構造等の特性を加味しつつ、運航ダイヤの過密を避ける等安全性を十分に検討すること。また、計画改定等の必要性を十分に認識し、必要な措置を講じること。
- (3) 安全管理規程に基づく配乗計画の作成にあたっては、船員法に基づく必要な手続（航海当直部員の証印を受けるなど）を行った者を船舶に乗り込む船員として確保し、配乗させること。
- (4) 安全統括管理者及び運航管理者は、船員等に対して、運航基準や事故時の対応を含め関係法令の遵守等、輸送の安全を確保するために必要な事項について安全教育を実施し、また、実施した内容を記録すること。

- (5) 船内巡視を実施した場合は確実に記録すること。
- (6) 最新の速力基準表と操縦性能表を船橋に掲示すること。
- (7) 安全方針など、輸送の安全に関わる情報を適宜の方法により公表すること。
- (8) 事故原因等の究明のため、安全管理規程に基づく事故調査委員会を設置すること。また、再発防止のための改善策を策定し、社内全体に周知徹底を図るとともに、継続的に再発防止に関する取組が確実に浸透しているかを検証すること。

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部首席運航労務監理官 宮良

TEL:098-866-0031 (内線 85481)

FAX:098-860-2236